

福島県インキュベート施設ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「福島県インキュベート施設ネットワーク協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、インキュベーションシステムを全県的に展開するとともに、ビジネスインキュベーションの健全な発展を図るため、会員相互の連携を強化し、支援人材の育成や支援者ネットワーク構築等の起業支援環境の整備を推進することにより、福島県の産業活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 起業支援に関する情報交換、情報発信に資する事業
- (2) 起業支援に関する会員間、大学・他の支援機関との連携強化に資する事業
- (3) 起業支援人材の育成、知識・技術の向上に資する事業
- (4) 創業意欲の喚起、起業風土の醸成に資する事業
- (5) その他、ビジネスインキュベーションの推進に関して必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる施設・団体を会員とし、設置者、運営者、インキュベーションマネージャー等で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、当面、福島県商工労働部次長(産業振興担当)をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が予め指名する者がその職務を代行する。

(会費)

第5条 会費は、当分の間、無料とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、会議に会員以外に関係機関の職員等の参加を求めることができる。

(総会)

第7条 総会は、毎年1回及び必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定又は変更に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(4) その他総会において必要と認めた事項

4 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福島駅西ロインキュベーションルームに置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月11日から施行する。

2 協議会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。

附 則

この規約は、平成20年5月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年2月 3日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月8日から施行する。

<別 表>

【インキュベート施設】

施 設 名
福島駅西口インキュベートルーム
郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター
西会津町テレワークセンター
ゆめサポート南相馬
いわきインキュベーションルーム
いわき産業創造館 創業者支援室 (いわきパイロットオフィス)
白河市産業プラザ 産業支援センター 起業支援室
相双ビジネスインキュベートセンター
コミュニティーステーション t e c o
福島県大町起業支援館
會津商人館
co-ba koriyama
大熊インキュベーションセンター
福島市クリエイティブビジネスサロン
ラ・クリエーションプラス

【起業支援団体】

団 体 名
アカデミア・コンソーシアムふくしま
公益財団法人 福島県産業振興センター